# 令和3年第2回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

# 令和3年第2回 茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会会議録

### 目 次

招集告示 · · ·		1
議員出席表 •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2
説明員出席者		3
議会事務局職員	自出席者	3
提出議案一覧		4
◎ 議事日程	(8月25日)	5
	開会宣告 ·····	6
	諸般の報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
日程第1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
日程第2	会期の決定について	6
	広域連合長の挨拶 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
日程第3	議案第8号から議案第11号まで、認定第1号並びに報告第2号及び	
	報告第3号の上程及び提案理由説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
日程第4	上程議案等に対する質疑	
	[議案第8号から議案第11号まで、認定第1号並びに報告第2号及び	
	報告第3号]	9
日程第5	一般質問	. 6
日程第6	上程議案等に対する討論及び表決	
	[議案第8号から議案第11号まで、認定第1号並びに報告第2号及び	
	報告第3号] 2	20
日程第7	閉会中所管事務調査について ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	22
	閉会宣告 2	23

会議録署名	j	 24	
参考資料	議案等審議結果一覧表	 25	
	議案等質疑通告一覧表	 26	
上程議案等	<del>等</del> •••••••••	 29	ļ

# 令和3年第2回

# 茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

#### 茨城県後期高齢者医療広域連合告示第 31 号

令和3年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を下記のとおり招集する。

令和3年7月28日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

- 1 日 時 令和3年8月25日 午後2時
- 2 場 所 水戸市笠原町 978 番 26 茨城県市町村会館

以 上

# 議員出席表

# 令和3年第2回定例会

議席	<b>詳</b> 見の氏々			第1日	
番号	議員の氏名			8月25日	
1	須	田	浩	和	0
2	青	木	俊		0
3	下	村	壽	郎	0
4	黒	Ш	輝	男	0
5	菱	沼	和	幸	0
6	大	木	作	次	0
7	滝	沢	健	_	0
8	原	部		司	0
9	倉	持		守	/
10	菊	池	勝	美	0
11	坪	和	久	男	0
12	滝		広	嗣	0
13	安	見	貴	志	0
14	結	城		繁	0
15	遠	藤	憲	子	0
16	小方	人保	貴	史	0
17	三	瓶		武	0
18	坂	本	仙	_	0
19	箕	輪		昇	/
20	寺	田	文	彦	0
21	淀	Ш	茂	樹	0
22	富	Щ		豪	0

議席	<b>学</b> 早の氏力				第1日
番号	Ē	議員の氏名			8月25日
23	増	渕	慎	治	0
24	張	替	秀	吉	0
25	松	戸	千	秋	0
26	田	谷	文	子	0
27	仁	平		実	0
28	Щ	本		実	0
29	鈴	木	義	浩	0
30	岩	間	勝	栄	0
31	守	谷	智	明	0
32	笹	目	雄	_	/
33	田	家	勇	作	0
34	坂	本	純	治	0
35	小	林	祥	宏	0
36	泂	野	健		0
37	齋	藤	忠	_	0
38	飯	田	洋	司	/
39	久佳	呆谷		充	0
40	髙	橋	利	彰	/
41	中	Щ	勝	三	0
42	植	竹	美智	習雄	0
43	青	木	輝	明	0
44	船	Ш	京	子	0

#### 説 明 員 出 席 者(地方自治法121条第1項)

広 域 連 合 長 豊 稔(北茨城市長) 田 副 広 域 連 合 長 染 谷 雄 (五霞町長) 森 事 務 局 長 本 谷 忍 監 査 委 員 小 沼 均 事務局次長兼会計管理者 関  $\Box$ 勝 己 総務企画課長 澁 谷 憲一 業 事 課 長 石 Ш 憲

#### 議会事務局職員出席者

 議 会 事 務 局 長
 太 田 和 成

 書
 記 植 竹 徹

#### 提出議案一覧

- 議案第8号 令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 議案第9号 令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予 算(第1号)
- 議案第10号 訴えの提起について
- 議案第11号 訴えの提起について
- 認定第1号 令和2年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療 特別会計歳入歳出決算の認定について
- 報告第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (訴訟上の和解)
- 報告第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (訴訟上の和解)

議事日程

8 月 25 日

#### 令 和 3 年 第 2 回

#### 茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会

#### 議 事 日 程

令和3年8月25日(水) 午後2時開議

開会宣告

諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

広域連合長の挨拶

日程第3 議案第8号 令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予 算(第1号)

> 議案第9号 令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計補正予算(第1号)

議案第10号 訴えの提起について

議案第11号 訴えの提起について

認定第1号 令和2年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

報告第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (訴訟上の和解)

報告第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (訴訟上の和解)

日程第4 上程議案等に対する質疑

【議案第8号から議案第11号まで、認定第1号並びに報告第2号及び報告第3号】

日程第5 一般質問

日程第6 上程議案等に対する討論及び表決

【議案第8号から議案第11号まで、認定第1号並びに報告第2号及び報告第3号】

日程第7 閉会中所管事務調査について

閉会宣告

#### 開会宣告

○議長(須田浩和君) それでは御報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は37名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回茨城県後期高齢者医療広域 連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 諸般の報告

○議長(須田浩和君) この際、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございますので、御了承願います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため、本定例会の会議に出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者のとおりでありますので、御了承願います。

次に、議場の空調の関係で暑いと思われるときは、上着をお脱ぎになっても結構で すので、よろしくお願いいたします。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(須田浩和君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、24番張替秀吉議員、25番松戸千秋議員、以上2名を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定について

○議長(須田浩和君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(須田浩和君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

#### 広域連合長の挨拶

○議長(須田浩和君) この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これ を許します。

広域連合長豊田稔君。

#### 〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長(豊田稔君) 令和3年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会 の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し述べます。

初めに、今月11日から各地で降り続いた大雨の影響により被害を受けられた方々に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心からお祈りを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、本日は大変御多用中のところ御出席いただき、また、日頃より後期高齢者医療制度の円滑な運営に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、本県に対しましても緊急事態宣言が発令されるなど、依然として大変厳しい状況が続いております。我々地方自治体といたしましても、国と連携をしてワクチン接種を中心とした対策に全力で取り組む決意を新たにするところでございます。

次に、後期高齢者医療制度につきましては、国民健康保険中央会の公表によれば、 昨年度は制度が創設されてから初めて医療費が減少したとのことでございます。これ は、被保険者数の伸びが抑えられたことや、新型コロナウイルス感染拡大による受診 控えの影響が大きいと推察されるところでございますので、今後の状況を注視しつつ、 引き続き、来るべき超高齢化社会の到来に備え、医療費の適正化や高齢者の保健事業 と介護予防の一体的な実施をはじめとする保健事業を推進し、安定した制度運営に取 り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、引き続き 御理解、御協力を賜りますようにお願いを申し上げます。

本日は、令和3年度補正予算案、令和2年度決算の認定など7件の案件について御 審議をいただくことになっております。何とぞよろしくお願いを申し上げまして、御 挨拶とさせていただきます。

○議長 (須田浩和君) ありがとうございました。

日程第3 議案第8号 令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正 予算(第1号)

議案第 9 号 令和 3 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

議案第10号 訴えの提起について

議案第11号 訴えの提起について

認定第1号 令和2年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及 び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につい て

報告第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (訴訟上の和解)

報告第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて (訴訟上の和解)

○議長(須田浩和君) 次に、日程第3、議案第8号から議案第11号まで、認定第1号 並びに報告第2号及び報告第3号、以上7件を一括議題といたしたいと思いますが、 これに御異議ございませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(須田浩和君) 御異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第11号まで、認定第1号並びに報告第2号及び報告第3号、以上7件を一括議題とすることに決しました。

それでは、ただいまの7件について提出者から提案理由の説明を求めます。 広域連合長豊田稔君。

#### 〔広域連合長 豊田稔君 登壇〕

○広域連合長(豊田稔君) それでは、提案理由の説明を申し述べます。

議案第8号、令和3年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,730万4,000円を減額するものでございます。

議案第9号、令和3年度特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に 歳入歳出それぞれ159億8,717万円を追加するものでございます。

なお、議案第8号、第9号でございますが、主に令和2年度の繰越金について、国・県・市町村の負担金等の精算に伴う返還や準備基金への積立てなどを行うものでございます。

議案第10号及び第11号、訴えの提起につきましては、第三者行為による損害賠償請求訴訟を提起することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

認定第1号、令和2年度一般会計及び特別会計の決算につきましては、地方自治法の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

一般会計の決算につきましては、歳入総額 9 億7,098万195円、歳出総額が 9 億6,138 万1,845円で、差引残高は959万8,350円となっております。

特別会計の決算につきましては、歳入総額3,462億4,959万6,777円、歳出総額3,302 億6,964万6,335円で、差引残高は159億7,995万442円となっております。

報告第2号及び第3号、専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、議会招集の時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解をすることについて専決処分を行ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、原案に御賛同賜りますよう、衷 心よりお願いを申し上げるものであります。

○議長(須田浩和君) 以上で提案理由の説明は終了しました。

#### 日程第4 上程議案等に対する質疑

○議長(須田浩和君) 日程第4、上程議案等に対する質疑を行います。

あらかじめ発言通告がありました発言者に申し上げます。

発言者の発言時間は、日程第4、議案質疑と日程第5、一般質問を合わせて15分以内といたします。

それでは、質問を許します。

15番遠藤憲子君。

#### 〔15番 遠藤憲子君 登壇〕

○15番(遠藤憲子君) 15番の遠藤憲子でございます。

通告しております議案質疑を行います。

5点についてお尋ねをいたします。

認定第1号について、歳入の項目でページ29ページ、市町村負担金で、令和2年度に保険料の値上げが実施をされましたが、被保険者の保険料増加の総額をお尋ねをいたします。また、1人当たりでは幾らになるかお願いをいたします。

2点目といたしまして、国庫補助金で、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が、 前年比で実績では約5億1,600万円を減額しております。低所得者や被用者保険の被 扶養者に対する保険料の軽減等と思われますが、事業内容についてお尋ねをいたしま す。

3点目です。歳出の項目であります。ページの39ページ、保険給付費の不用額が約82億円発生をしております。減額補正をしてもなお不用額の発生は新型コロナウイルス感染拡大による受診抑制が大きな理由と捉えているのか、お尋ねをいたします。

また、一方で、訪問看護療養費は増額補正、そして流用で増加をしております。このことから、新型コロナ感染拡大の中で必要とされている事業と判断できるのではないかと思います。この点についても伺います。

そして、4点目。ページ43ページ、保健事業費で、その他の健康保持増進費の12の 委託料、予算現額に対しまして64%の執行率ですが、この理由について伺います。

そして、5点目です。準備基金積立金が約12億6,200万円計上しております。当初予算で約3億円、そして補正で約9億円を計上しております。さらに、令和3年度の補正では約34億円を積み立てる内容でございます。合わせますと約45億円となります。

令和2年度に保険料の引上げの理由として挙げられたのが、被保険者数の増加と今までの準備基金がなくなるとのことでございました。新型コロナ感染拡大により受診抑制も懸念されている中で、高齢者に保険料の負担増は本当に必要だったのかどうか問われております。この見解についてお尋ねをいたします。

○議長(須田浩和君) ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。 事務局長本谷忍君。

#### [事務局長 本谷忍君 登壇]

○事務局長(本谷忍君) 遠藤議員の議案質疑にお答えいたします。

初めに、令和2年度における保険料率改定による保険料の増額についてでございます。

令和2年度本算定時における被保険者数及び所得情報から旧保険料率による保険料額を算出し、現保険料率での保険料額と比較したところ、増加額は、総額では31億5,875万8,100円であり、被保険者1人当たりでは7,450円の増となっております。

また、令和元年度本算定時と令和2年度本算定時における保険料額を比較した場合の増加額は、総額では35億2,758万9,700円であり、被保険者1人当たりでは7,362円の増となっております。

次に、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金による保険料軽減措置についてでございます。

この交付金につきましては、高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、低所得者の 均等割額の軽減特例措置に要する経費について、国から10分の10の費用が交付される ものとなります。

令和元年度につきましては、均等割額の8割軽減が適用される被保険者に対する1割分と、8.5割軽減が適用される被保険者に対する1.5割分の軽減に要する経費が交付対象となっております。対象となる被保険者数は合わせて16万7,773人であり、交付額は7億7,500万1,975円となっております。

令和2年度につきましては、均等割額が7.75割軽減の被保険者に係る0.75割分の軽減に要する経費が交付対象であります。対象となる被保険者数は、7万8,635人であり、交付額は2億5,875万3,482円となっており、令和元年度と比較して5億1,624万8,493円の減となっております。

この理由といたしましては、平成28年12月22日の社会保障制度改革推進本部の決定を踏まえ、令和元年度以降の保険料均等割額について、軽減割合が段階的に見直されたことに伴い対象経費が減少したことから、当該交付金についても減額となったものでございます。

なお、被用者保険の被扶養者であった方の均等割額の5割軽減に要する経費につきましては保険基盤安定納付金で賄われており、対象となる被保険者数は2,590人、交

付額は4,526万9,220円となっております。

次に、減額補正しても保険給付費の不用額が発生した理由についてでございます。

令和2年度予算の最終補正におきましては、その時点で給付額が確定していた令和2年3月診療分から7月診療分の給付実績を反映した金額で減額を行い、8月診療分から翌年2月診療分については、医療機関への支払いに支障が生じないよう、当初予算で見込んだ金額により積算し、予算計上しております。その結果、不用額が生じることとなったところでございます。

なお、これに伴い発生した剰余金については、翌年度に、精算ルールに基づき、国、 県等に返還等を行うほか、基金に積立てを行っております。

一方、保険給付の実績については、令和元年度が3,281億円であったのに対し、令和2年度は3,207億円であり、2.3%の減となっております。

また、被保険者1人当たりの受診日数につきましても、令和元年度が42日であったのに対し、令和2年度は38日となり、8.5%の減少となっております。

さらに、これらの指数を月別に見ますと、保険給付費、1人当たり受診日数とも、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が増加した時期に減少する傾向が見られるほか、特に感染が急拡大していた時期に当たる1月診療分及び2月診療分に係る減少率が大きくなっております。

このようなことから、不用額が例年より多く発生した要因としては、主として新型 コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控えの影響があったものと考えており ます。

次に、訪問看護費につきましては、令和元年度に比べ、令和2年度の支出額が3億8,000万円増加しております。この訪問看護費が増加した背景でございますが、訪問看護の延べ利用者数は、令和元年度が1万6,546人であるのに対し、令和2年度は1万8,998人であり、15%増加しております。また、訪問看護は、居宅において療養を受ける状態にある人が利用するサービスであり、その内容としては、例えば病状の確認や床擦れ防止のケア、点滴・注射などの医療処置などを行っており、居宅における療養生活の支援としての必要性から、感染拡大が続く状況の中であっても訪問看護費が増加したものと考えております。

次に、その他の健康保持増進費の執行率についてでございます。

御質問の委託料につきましては、被保険者の健康保持増進を目的に実施する生活習慣病重症化予防事業、及び令和2年度から開始された保健事業の一体的実施に係る委託料の費用となっております。予算減額9,356万3,000円に対し、支出済額6,000万8,672円、執行率は約64%となっており、不用額3,355万4,328円のうち、約3,200万円

については、一体的実施に係る事業実施6市町への委託料の予算残額となっております。

一体的実施に係る委託料は、事業に従事された医療専門職の人件費が主な対象経費であり、要綱に定める上限額の範囲内で実績払いにより支出するものであるため、実施した6市町が年度末に事業を完了するまで額を確定できないこと、また、令和2年度が事業初年度であり、参考となる過去の実績がなく適当な実績額を見込むことが困難であったことなどから、上限額を最大見込額として予算措置を行っております。

しかしながら、6市町において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、事業の中断及び規模の縮小があったことなどから、実績額が見込額を大きく下回り、執行率の低下につながったものでございます。

なお、令和3年度におきましては、市町村との連携をさらに密にし、可能な限り支 出見込額を把握しながら、適切な予算執行に努めてまいります。

最後に、保険料率の引上げは本当に必要であったのかとの質問にお答えいたします。 当広域連合においては、平成24年度から平成31年度までの8年間、準備基金積立金 を取り崩すことで保険料率を据え置いてまいりました。しかし、この間にも被保険者 数及び医療費は増え続けており、令和4年度以降、団塊の世代が75歳に到達すること などから、さらなる増加が見込まれているところです。

このような状況の中、準備基金積立金が底をついたことから、令和2年度において保険料率の改定を行ったものです。また、後期高齢者医療制度における保険料率は2年を通じて財政運営のできるよう設定することとされているため、初年度においては医療給付費の支出額より保険料等の収入額が上回る傾向があり、初年度である令和2年度の準備基金積立金の額は約12億6,000万円となっております。

一方で、令和3年度補正予算において計上させていただいた約32億8,000万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えの影響を受け、医療給付費が大幅に減少したことが主な要因となっております。新型コロナウイルス感染症の新規感染者が県内で初めて確認されたのは令和2年3月のことであり、保険料率算定時には想定することができなかったものでございます。

保険料率の見直しについては、国が提示した基礎数値や給付実績、被保険者数の状況などから、慎重かつ適正に見込んだ結果でございますので、当広域連合といたしましては、令和2年度及び令和3年度において必要な改定であったと考えております。

○議長(須田浩和君) 14時15分、14番結城繁議員、14時24分、12番滝広嗣議員がそれ ぞれ出席いたしましたので、御報告申し上げます。

ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

15番遠藤憲子君。

発言の残り時間は11分51秒です。

#### [15番 遠藤憲子君 登壇]

○15番(遠藤憲子君) それでは、今の答弁に対しまして、若干質問をしたいと思います。

まず、保険料の増加の総額、資料請求をさせていただきまして、その内容については把握をいたしました。しかし、この特に均等割、そして3万9,500円が4万6,000円と、大幅にこれが値上げになっているわけですね。こういう均等割というのは、収入多い、少ないにかかわらず、1人当たりに対してなるものなので、大変この辺の負担感が非常に大きいという御意見なども私ども受けております。

そして、均等割、そしてまた所得割、ちょっと通告をしていなかったのであれじゃないんですけれども、均等割とか所得割のそれぞれの増加額というのは、後でも結構なので、この辺を出していただきたいと思います。

今いただいているのは全部総合計、総額ということで通告をしましたので総額でいただいておりますが、その辺、均等割、所得割の額についても、後で結構ですので、 提示をお願いしたいと思います。

あと不用額のことです。ページ39ページの保険給付費のことであります。

不用額が、今回は82億円という大変大きな金額が発生をいたしました。今の答弁の中でも、その新型コロナウイルス関連で急激に給付費が減少したのはコロナ関連が考えられるということでございましたが、今回の中では、特に一番最初に高齢者のワクチン接種、それを国のほうでも率先をしてやりましたので、その辺の給付費の動きの中で今回の令和2年度の決算の中では、その辺のあたりはどういうふうに判断できるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

保健事業費の、先ほどのその他の健康保持の推進の委託料ですが、これらは、今後、各市町村のほうで介護と一体の保健事業のほうに関わってくると思いますが、現在、今、令和2年度では6の自治体が実行しております。そして、令和3年度では約11となっておりますが、この辺の事業内容、それを各自治体に何らかの、こういう形で実行するとか、そういうような広域連合からの案内というか、情報提示というのは今後考えられるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

それと、最後に準備基金の問題なんですが、確かに今回は12億6,200万円、今回、令和2年度で計上されております。そして、本当にこのときはやむを得ないものかなと、

私どもも感じたものなのですが、すぐに当初予算で3億円、そして補正で9億円という、この予算運営、そういうような考えが果たして当初からできるのかどうか。当初は3億円を当初から計上ということがうたわれました。そして、特に令和3年度の今の補正では約43億円を積み立てるということになりますと、45億円という、値上げされる前の残高がたしか16億円だと思います。16億円全部取り崩しても、この給付費、それから被保険者の数の増加から見ても大変になるということで値上げというものが行われると思いますが、そういうことを考えれば、翌年に45億円という基金がすぐにできるということ、こういうことでは本当に運営がどうなったのかということを本当に問われることであると思いますが、その辺についてもう一度お願いいたします。以上です。

○議長(須田浩和君) ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。 事務局長本谷忍君。

#### 〔事務局長 本谷忍君 登壇〕

○事務局長(本谷忍君) 遠藤議員の再質問にお答えをいたします。

4点御質問をいただきました。

1点目の保険料についてでございます。保険料率を定める場合には、基本的に応能 負担と応益負担に分けて、1対1の割合で設定をすることになりますが、このうち、 所得割額につきましては、全国の所得と本県の平均所得を比較しまして調整をした上 で保険料率を設定することになってまいります。その際、均等割額について負担感が 非常に高いというお話がございましたけれども、これは、先ほど申しましたように、 応能・応益負担が基本的に1対1で設定することということにされておりますことか ら、今回、令和2年度で大幅な上昇があったということでございます。

それから、個別の均等割額と所得割額の内訳につきましては、ただいま手元に数字がございませんので、後ほど資料提供させていただきたいと思います。

次に、二つ目の減額補正しても保険給付費の不用額が発生したことについてどうだったのかということでございますけれども、ワクチン接種が進み始めましたのが、医療従事者に関しましても令和3年の早い段階でございまして、保険料率の算定する段階ではワクチン接種の効果というのは見込むことができなかったものと考えております。特に県内で新規感染者が確認されましたのは令和2年3月のことでございますので、保険料率を設定していたそれ以前の時期にはこれを見込むことができなかったものと考えております。

次に、その他の健康保持増進事業費についてでございます。被保険者の健康保持増進のためには保健事業を積極的に推進することが大変重要と考えております。その保健事業の推進に当たりましては、被保険者に身近な存在である市町村の役割が非常に大きいものと考えております。

一方で、私ども広域連合としましても、市町村といっしょに、被保険者の健康保持 増進のためにいろいろと取り組んでいるところでございまして、特に専門職に対する 研修でありますとか、市町村の優良事例の横展開、こういったことを積極的に我々が 担って、県内に保健事業をできるだけ広げてまいりたいというふうに考えておりまし て、今後とも力を合わせて進めてまいれればと考えております。

それから、最後に、医療給付費準備基金についてお尋ねをいただきました。

令和3年の当初予算で3億円、それから最終補正で9億円を積んで、令和2年度の 準備基金として12億6,000万円を積立てをさせていただきました。また、令和3年度 補正予算におきまして、今回32億8,000万円を計上させていただいております。

昨年、令和2年度における12億6,000万円の積立てにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、2か年を通じて財政運営ができるよう保険料率を設定することとされているため、初年度においては支出額より保険料等の収入が上回る傾向があって、なおかつ、その時点で分かっている影響を加味した上で積立金を積立てさせていただいたということでございます。

また、32億8,000万円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えの影響を受けて、医療給付費が大幅に減少したことが主な要因でございまして、これを踏まえて、今回補正予算をお願いしているところでございまして、保険料率を算定する段階では、これを想定することは困難であったと考えているところでございます。

○議長(須田浩和君) ただいまの答弁に対し、再答弁はございますか。 以上で上程議案等に対する質疑を終結いたします。

#### 日程第5 一般質問

○議長(須田浩和君) 次に、日程第5、一般質問を行います。

それでは、質問を許します。

15番遠藤憲子君。

発言の残り時間は7分9秒です。

#### [15番 遠藤憲子君 登壇]

○15番(遠藤憲子君) 15番の遠藤憲子でございます。

それでは、通告をしております一般質問を行います。

6月4日、医療制度改革関連法案が参議院本会議で可決・成立し、年収200万円以上、これは単身者の方ですが、被保険者の窓口負担が1割から2割に引き上げられ、実施は令和4年後半とのことでございます。激変緩和措置が導入をされ、2025年までの3年間は、負担が最大月額3,000円となります。また、高額療養費制度によりまして、外来での自己負担は月額1万8,000円を上限としております。

県内では、被保険者約42万人の約21%の約9万人が対象となります。

今回、資料請求によります各市町村の対象者数の推計が分かりました。

先ほども御答弁の中で出ておりました応能負担、原則と言いますが、原則の1割負担の今でも高い窓口負担であります。高齢になるほど収入は低下する一方で、疾病を抱えることによりまして医療費の負担が増えてまいります。高齢者の収入に対し、医療費の占める年収の割合は、現役世代よりも2倍から6倍近い負担をしていることも全世代型社会保障検討会議の提出の資料から全国保険医団体連合会政策部が制作しました表でも明らかであります。

政府は2割負担が導入されることで受診抑制により医療給付費が1,050億円減ると計算をしております。高齢者にとって通院や薬を減らすことは病状の悪化に直結をし、必要な医療が受けられなくなることを前提とした負担増は許されません。2割負担導入は撤回すべきです。現役世代の保険料負担を軽減すると言っても、1人当たり月約30円であり、最も削減をされるのは国、自治体の公費1,140億円であり、公的な社会保障費の削減を推進するものです。減らしてまいりました高齢者医療の国庫負担を元に戻すことが急務であります。

厚生労働大臣は、現役世代の負担軽減策を問われ、安定的な制度にするにはびほう 策では難しいと答えました。このびほう策というのは、欠点を隠すための一時的に間 に合わせることを言うそうです。 2割負担、3割負担の対象拡大を含め、限りない負 担増と給付抑制を宣言するものにほかなりません。

今回の負担増は、高齢者に負担を際限なく課すもので、幾ら激変緩和措置を講じても3年という期限が過ぎれば負担増が押し寄せてくることは明らかであります。さらに、75歳になれば、1人ずつが被保険者となり、保険料納付が課せられてまいります。複数世帯では75歳以上の年収合計320万円では全員が2割負担となります。高齢者へ

の負担増にとどまらず、矛盾が多く含んでおります。

今は若くてもいずれは誰もが高齢者になります。減らしてきた国庫負担を引き上げて元に戻すことこそが急がれています。国の役割こそが果たすべきと考えます。広域連合の考え方をお尋ねをいたします。

○議長(須田浩和君) それでは、ただいまの一般質問に対する執行部の答弁を求めます。

事務局長本谷忍君。

#### [事務局長 本谷忍君 登壇]

○事務局長(本谷忍君) 遠藤議員の一般質問にお答えいたします。

一定所得以上の後期高齢者の医療費窓口負担2割の導入を柱とする全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部改正法が令和3年6月4日に成立しております。これにより、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、3割負担の被保険者を除き、単身世帯で課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上を要件として、窓口負担割合の2割負担の区分が導入されることとなりました。施行時期は令和4年10月1日から令和5年3月1日の間で、今後政令において定めるものとされております。

法案の成立に先立ち、当広域連合としましては、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ、勤労世代の高齢者医療への負担状況に配慮しつつも、高齢者が必要な医療を受ける機会が確保されるよう、高齢者の疾病、生活状況等の実態及び所得状況等を考慮し、慎重かつ十分な議論を重ねること、やむを得ず窓口負担を引き上げる場合は、激変緩和措置を講じるなど被保険者に配慮するとともに、十分な周知期間を設け、被保険者へ国による丁寧な説明を行うことなどを要望してきたところでございます。

改正法案につきましては、国会での質疑応答を通じ、現役世代の負担軽減や国庫負担割合の引上げなども含め様々な視点から議論がなされ、最終的に、冒頭申し上げたとおり、改正法が可決・成立されたものと承知しております。

高齢者の立場からは負担割合は低いほうが望ましいわけでございますが、現役世代の負担が過重となり、後期高齢者医療制度を安定的に持続させていくのが困難になることは避けなければなりません。しかし、今後も少子高齢化の進展や医療費の増加など高齢者医療を取り巻く環境の変化が考えられますことから、被保険者及び現役世代にとりまして、より望ましい制度となりますよう、国庫負担割合の増加を含む財政支援について、全国協議会を通じ、引き続き国へ要望してまいりたいと考えております。

- ○議長(須田浩和君) ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。
- ○15番(遠藤憲子君) 残り時間は何分ですか。
- ○議長(須田浩和君) 発言の残り時間は2分43秒です。
- ○15番(遠藤憲子君) 1点だけ確認します。
- ○議長(須田浩和君) 15番遠藤憲子君。

発言の残り時間は2分43秒です。

#### [15番 遠藤憲子君 登壇]

○15番(遠藤憲子君) それでは、1点だけ確認をしたいと思います。

今、局長の答弁の中でありました持続可能な制度と言っておりますが、今回の2割 負担というのは国の負担、そして県の負担を減らすだけで、広域連合にとっては収入 が保険料に変わるだけのことであります。高齢者に今以上の負担を強いる、このよう な2割負担というのは本当に痛みが伴うものではないかということです。

ですから、本広域連合としても、国に対して、そしてまたいろいろな自治体とも連携をしながら、国に対して意見を述べる、その意思はあるのかどうか、その辺を確認をしたいと思います。

○議長(須田浩和君) ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。 事務局長本谷忍君。

#### [事務局長 本谷忍君 登壇]

○事務局長(本谷忍君) 遠藤議員の再質問にお答えをいたします。

国庫負担割合を増やして国が責任を果たすべき、そして広域連合がそれに対して意 見を述べるべきということで御質問をいただきました。

広域連合では、制度改正に先立ちまして、先ほど申し上げたように国に要望をして まいりましたし、また改正法においては、広域連合の要望も踏まえて、様々な視点か ら議論をした上で法律が成立したものと承知しております。

一方で、議員おっしゃられるように、大変な思いで生活をされている高齢者にとって、配慮措置が導入されるとはいえ、窓口負担が増えるということは厳しいと感じる方もいらっしゃるのかと拝察をいたしますが、窓口負担の見直しにより必要な受診が抑制されるようなことがないようにする、それが我々にとっては非常に大事なことだと感じております。

我々広域連合としましても、今後また高齢者を取り巻く環境ですとか、医療費の動向というのはまた変わってまいりますので、その時点、時点で状況を把握した上で、 適時適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長(須田浩和君) ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。 以上で一般質問を終結いたします。

#### 日程第6 上程議案等に対する討論及び表決について

○議長(須田浩和君) 日程第6、上程議案等に対する討論及び表決を行います。 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

15番遠藤憲子君。

#### [15番 遠藤憲子君 登壇]

○15番(遠藤憲子君) 15番の遠藤憲子でございます。

それでは、認定第1号令和2年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後 期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対する反対討論を行います。

全国的に新型コロナの感染拡大が止まらない中で、変異株によります感染者数が増加をし、茨城県も緊急事態宣言の対象地域となりました。感染対策のみならず、不要不急の外出の自粛、日々の暮らしが制約をされています。ワクチン接種が進む一方で、感染しても入院ができず、自宅療養を余儀なくされ、医療崩壊と言われる事態の報道には大変心が痛みます。一刻も早く改善されるべき課題が今山積をしております。

さて、このようなコロナ感染が広がる中で、令和2年度の認定第1号では、保険料の値上げがどうだったのか、まさに問われるところでありました。団塊世代が後期高齢者の被保険者に到達する年度を推定して医療給付費を算出し、それによりまして被保険者の保険料が算出をされております。人数が増加をすれば、保険料も増加してまいります。さらに、団塊世代は戦後の競争社会の中で経済成長を支えた年代でもあります。様々な物事や健康に対する関心が大変高い世代と言えます。

それでも病気になるのはやむを得ません。さらに重い障害、回復不能な疾病などにより生活が不安定になることも十分考えられます。このような生活になったとしても、個人では回復することができない、まさに社会問題の一部として捉えるべきでありま

す。生活を安心、安全に送るためには、社会保障が公的に行わなければならないのは 当然であります。高齢者の特性から見ても、今回の保険料の増加、大変高いという声 が私たちにも寄せられています。高齢者の生活と医療を破壊しかねない保険料の値上 げが計上されております本決算に反対をいたします。

委員各位に御賛同を心からお願いいたし、反対討論といたします。

○議長(須田浩和君) 以上で15番遠藤憲子君の討論を終了いたします。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(須田浩和君) 総員起立。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに 決しました。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(須田浩和君) 総員起立。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに 決しました。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

#### [替成者起立]

○議長(須田浩和君) 総員起立。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに 決しました。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号は原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(須田浩和君) 総員起立。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに 決しました。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号は原案のとおり認定することに賛成する方の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(須田浩和君) 起立者多数。よって、認定第1号は原案のとおり認定すること に決しました。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第2号は原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(須田浩和君) 総員起立。よって、報告第2号は原案のとおり承認することに 決しました。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第3号は原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(須田浩和君) 総員起立。よって、報告第3号は原案のとおり承認することに 決しました。 ○議長(須田浩和君) 次に、日程第7、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会からの申出のとおり決定することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (須田浩和君) 御異議なしと認め、さよう決しました。

#### 閉会宣告

○議長(須田浩和君) それでは、以上をもちまして今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。よって、令和3年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

- 議 須田 浩和
- 2 4 番 張替 秀吉
- 2 5 番 松戸 千秋

参 考 資 料

# 議案等審議結果一覧表

# 広域連合長提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
网及八 田 7	11 °H	議決年月日	時及して小口ント
議案第8号	令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般	R3.8.25	原案可決
磁采炉 0 万	会計補正予算 (第1号)	R3.8.25	<b>你采可</b> 依
議案第9号	令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期	R3.8.25	原案可決
成米 切り ク	高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	R3.8.25	
議案第10号	訴えの提起について	R3.8.25	原案可決
时,不列10万		R3.8.25	/// 宋 · 1 //
議案第11号	訴えの提起について	R3.8.25	原案可決
一		R3.8.25	
	令和2年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般	R3.8.25	
認定第1号	会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について	R3.8.25	原案認定
報告第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて	R3.8.25	承認
# 1 5 5 7	(訴訟上の和解)	R3.8.25	>→ → □
報告第3号	専決処分の報告及び承認を求めることについて	R3.8.25	承認
秋口分う /5	(訴訟上の和解)	R3.8.25	/于\ 页心

### 議案等質疑通告一覧表

# 【議案質疑】

質 問 者	遠 藤 憲 子 議員
質問事項	質 問 要 旨
1【認定第1号令和2年度	1) 市町村負担金で、令和2年度に保険料の値上げが実
茨城県後期高齢者医療広	施されたが、被保険者の保険料の増加の総額は。1人
域連合一般会計及び同後	当たりではいくらか。
期高齢者医療特別会計歳	2) 国庫補助金で高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付
入歳出決算の認定】	金が前年比実績で約5億1,600万円減だが、低所得者
	や被用者保険の被扶養者に対する保険料軽減等だが、
	内容は。
	3) 保険給付費の不用額が約82億円。減額補正しても
	不用額発生は新型コロナの受診抑制だけが理由と考え
	ているか。訪問看護は増加しているがどうか。
	4) 保健事業費でその他の健康保持増進費の 12 節の委
	託料、予算現額に対して 64%の執行率だが理由は。
	5) 準備基金積立金約 12 億 6,200 万円を計上。当初で
	約3億円、補正で約9億円を計上となった。さらに、
	令和3年度補正で約34億円を積み立てる。合計では約
	45 億円となる。被保険者の増加と準備基金がなくなる
	と保険料の値上げが行われたが、高齢者に負担増の値
	上げは本当に必要だったのか、問われる。見解は。

# 【一般質問】

質 問 者	遠 藤 憲 子 議員
質 問 事 項	質 問 要 旨
1【被保険者の窓口負担が	1) 年収 200 万円以上(単身者)の被保険者の窓口負担
1割から2割に引き上げ	を1割から2割に引き上げが計画され、実施は令和4年
られることによる負担増	度後半とのこと。県内では被保険者約 42 万人の約 21%
について】	の約9万人が対象となり、負担増となる。2割負担の理
	由は、能力に応じた負担や現役世代の負担軽減としてい
	るが、実態は公費の削減であり、現役世代の支援金は年
	700円~800円の軽減に過ぎない。しかも、75歳になれ
	ば1人ずつが被保険者となり、保険料納付が課せられて
	いるのに、複数世帯では 75 歳以上の年収合計 320 万円
	では、全員が2割負担となるなど高齢者の負担増にとど
	まらず矛盾を多く含んでいる。今は、若くてもいずれは
	誰もが高齢者になる。国庫負担を引き上げで国の役割こ
	そ果たすべきと考えるが、どうか。

# 【討論】

質 問 者	遠 藤 憲 子 議員
発 言 事 項	発言要旨
1【反対討論】	認定第1号令和2年度茨城県後期高齢者医療広域連合一
	般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
	について反対します。

# 上 程 議 案 等

 $\langle \! \langle \! \rangle \rangle \langle \! \langle \! \rangle \rangle \langle \! \rangle \langle \rangle$ 

#### 議案第8号

令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)

令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ27,304千円を減額し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,053,183千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月25日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

# 

歳 入 (単位 千円)

	款			項		補正前の額	補 正 額	計
1 分 扫	11金及び	負担金				1, 076, 545	△34, 902	1, 041, 643
			1 負	担	金	1, 076, 545	△34, 902	1, 041, 643
4 繰	越	金				2, 000	7, 598	9, 598
			1 繰	越	金	2, 000	7, 598	9, 598
	歳	入	合	計		1, 080, 487	△27, 304	1, 053, 183

歳 出 (単位 千円)

	款			I	項			補正前の額	補 正 額	計
3 民	生	費						797, 204	△27, 304	769, 900
			1 社	会	福	祉	費	797, 204	△27, 304	769, 900
	歳	出	合		計			1, 080, 487	△27, 304	1, 053, 183

### 議案第9号

令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補 正予算(第1号)

令和3年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15,987,170千円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ359,598,122千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月25日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

歳 入 (単位 千円)

	款			項		補正前の額	補 正 額	計
1 市	町村負	担金				63, 858, 906	34, 161	63, 893, 067
			1 市	町 村 負	担 金	63, 858, 906	34, 161	63, 893, 067
7 繰	入	金				1, 073, 300	△27, 304	1, 045, 996
			1 — #	股会計額	<b>补入金</b>	797, 204	△27, 304	769, 900
8 繰	越	金				7	15, 979, 942	15, 979, 949
			1 繰	越	金	7	15, 979, 942	15, 979, 949
10 諸	収	入				732, 856	371	733, 227
			3 雑		入	727, 161	371	727, 532
	歳	入	合	計		343, 610, 952	15, 987, 170	359, 598, 122

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6基金積立金		31	3, 276, 945	3, 276, 976
	1基金積立金	31	3, 276, 945	3, 276, 976
8 諸 支 出 金		57, 163	12, 710, 225	12, 767, 388
	1 償還金及び還付加算金	57, 163	12, 710, 225	12, 767, 388
歳出	合 計	343, 610, 952	15, 987, 170	359, 598, 122

### 議案第 10 号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決 を求める。

令和3年8月25日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

### (提案理由)

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、定められた期日までに支払いがないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

### 訴えの提起について

1 相手方

個人

### 2 事件の要旨

- (1) 平成31年1月30日に、茨城県後期高齢者医療の被保険者(以下「被害者」という。) が横断歩道を歩行中、相手方が運転する普通乗用自動車が被害者に衝突し、被害者 が受傷した。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第58条第1項の規定により、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 広域連合は、相手方に損害賠償請求金19,738,587円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し、次の請求の内容により訴えを提起する。

#### 3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、損害賠償金の支払いを求める。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日の翌日から完済の日まで年5分の割合で遅延 損害金の支払いを求める。
- (3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

### 4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

### 議案第 11 号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決 を求める。

令和3年8月25日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

### (提案理由)

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、定められた期日までに支払いがないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

### 訴えの提起について

1 相手方

個人

### 2 事件の要旨

- (1) 平成30年10月8日に、茨城県後期高齢者医療の被保険者(以下「被害者」という。) が道路を横断中、相手方が運転する普通乗用自動車が被害者に衝突し、被害者が受 傷した。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第58条第1項の規定により、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 広域連合は、相手方に損害賠償請求金15,757,424円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し、次の請求の内容により訴えを提起する。

### 3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、損害賠償金の支払いを求める。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日の翌日から完済の日まで年5分の割合で遅延 損害金の支払いを求める。
- (3) 相手方に対し訴訟費用の負担を求める。

### 4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

### 認定第1号

令和2年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢 者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定により、令和2年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものである。

令和3年8月25日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

## 歳 入

///		款					項				予	算	現	額
1	分	担金及び	負 担 金										962, 243	, 000
				1	負		-	担		金			962, 243	, 000
2	財	産 収	入										5	5,000
				1	財	産	運	用	収	入			5	5,000
3	繰	入	金										1	, 000
				1	基	金	j	繰	入	金			1	, 000
4	繰	越	金										7, 161	,000
				1	繰		j	越		金			7, 161	, 000
5	諸	収	入										1,606	5,000
				1	預	4	金	禾	ıJ	子			1	, 000
				2	雑					入			1, 605	5, 000
		歳	入		合		計						971, 016	5, 000

## 歳入歳出決算書

(単位:円)

																( -1	-1 <u>1</u> .: F	1/
調	定   額	収 入	済	額	不	納	欠	損	額	収	入	未	済	額	予 算 済 額		収 入 比 彰	- 1
	962, 243, 003		962, 243	3, 003					0					0			ę	3
	962, 243, 003		962, 243	3, 003					0					0			ę	3
	4, 640		4	4, 640					0					0			△360	)
	4, 640		Ž.	4, 640					0					0			△360	)
	0			0					0					0		Δ	∆1, 000	)
	0			0					0					0		Δ	∆1, 000	)
	7, 161, 650		7, 161	, 650					0					0			650	)
	7, 161, 650		7, 161	, 650					0					0			650	)
	1, 570, 902		1, 570	), 902					0					0		Δ	35, 098	3
	1, 965		]	, 965					0					0			965	5
	1, 568, 937		1, 568	3, 937					0					0		Δ	36, 063	3
	970, 980, 195		970, 980	), 195					0					0		Δ	35, 805	5

## 歳 出

////	Щ												
		款					項			予	算	現	額
1	議	会	費									1, 875	5, 000
				1	議		会		費			1, 875	5, 000
2	総	務	費									265, 577	7, 000
				1	総	務	管	理	費			265, 313	3,000
				2	選		挙		費			119	9, 000
				3	監	査	委	員	費			145	5, 000
3	民	生	費									701, 563	3,000
				1	社	会	福	祉	費			701, 563	3,000
4	公	債	費									]	1,000
				1	公		債		費			]	1,000
5	予	備	費									2, 000	0,000
				1	予		備		費			2, 000	0,000
		歳	出		合		計					971, 016	6, 000

(単位:円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出済 額 と の 比 較
1, 335, 609	0	539, 391	539, 391
1, 335, 609	0	539, 391	539, 391
258, 483, 236	0	7, 093, 764	7, 093, 764
258, 360, 760	0	6, 952, 240	6, 952, 240
9, 408	0	109, 592	109, 592
113, 068	0	31, 932	31, 932
701, 563, 000	0	0	0
701, 563, 000	0	0	0
0	0	1,000	1,000
0	0	1, 000	1,000
0	0	2, 000, 000	2, 000, 000
0	0	2, 000, 000	2, 000, 000
961, 381, 845	0	9, 634, 155	9, 634, 155

歳入歳出差引残額

9,598,350円

令和3年8月25日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

## 令和2年度 茨城県後期高齢者医療広域連合

歳 入

「「「「「「「「」」											
		款					項				予 算 現 額
1	市 町	村	担担	金							62, 230, 898, 000
					1	市 町	村	負	担	金	62, 230, 898, 000
2	国 庫	支	出	金							107, 592, 880, 000
					1	国 月	<b>車</b>		担	金	79, 594, 811, 000
					2	国 月	<b>車</b>	甫	助	金	27, 998, 069, 000
3	県	支	出	金							27, 562, 603, 000
					1	県	負	担		金	27, 562, 602, 000
					2	財政安	定化	基金	交 付	金	1,000
4	支 払	基金	交 付	金							133, 050, 154, 000
					1	支 払	基金	金 交	付	金	133, 050, 154, 000
5	特別高額	医療費共同	司事業交付	寸金							120, 749, 000
					1	特別高額	頁医療費	共同事	業交付	寸 金	120, 749, 000
6	財	産	収	入							32,000
					1	財 産	運	用	収	入	32,000
7	繰	入		金							701, 564, 000
					1	一 般	会 言	計 繰	入	金	701, 563, 000
					2	基	<b>全</b>	喿	入	金	1,000
8	繰	越		金							6, 844, 462, 000
					1	繰	走	或		金	6, 844, 462, 000
9	県財政省	安 定 化 基	金借入	、金							1,000
					1	県 財 政	安定化	上 基 金	定借 入	金	1,000
10	諸	収		入							690, 519, 000
					1	延滞金	、加質	章 金 及	女 び 過	料	836, 000

(単位:円)

				(単位:円)
調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
62, 717, 809, 091	62, 717, 809, 091	0	0	486, 911, 091
62, 717, 809, 091	62, 717, 809, 091	0	0	486, 911, 091
115, 612, 388, 272	115, 612, 388, 272	0	0	8, 019, 508, 272
86, 097, 159, 441	86, 097, 159, 441	0	0	6, 502, 348, 441
29, 515, 228, 831	29, 515, 228, 831	0	0	1, 517, 159, 831
27, 587, 586, 169	27, 587, 586, 169	0	0	24, 983, 169
27, 587, 586, 169	27, 587, 586, 169	0	0	24, 984, 169
0	0	0	0	△1,000
132, 046, 178, 000	132, 046, 178, 000	0	0	△1, 003, 976, 000
132, 046, 178, 000	132, 046, 178, 000	0	0	△1, 003, 976, 000
133, 514, 113	133, 514, 113	0	0	12, 765, 113
133, 514, 113	133, 514, 113	0	0	12, 765, 113
0	0	0	0	△32, 000
0	0	0	0	△32, 000
701, 563, 000	701, 563, 000	0	0	△1,000
701, 563, 000	701, 563, 000	0	0	0
0	0	0	0	△1,000
6, 844, 462, 937	6, 844, 462, 937	0	0	937
6, 844, 462, 937	6, 844, 462, 937	0	0	937
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
743, 910, 601	606, 095, 195	3, 814, 724	134, 000, 682	△84, 423, 805
3, 257, 524	3, 257, 524	0	0	2, 421, 524

歳 入

//1/4 / +											
	款				Į	頁		予	算	現	額
			2	預	金	利	子			7, 653	, 000
			3	雑			入			682, 030	, 000
	歳	入		合	計				338,	793, 862	, 000

(単位:円)

調	定	額	収	入	済	額	不	納	欠	損	額	収	入	未	済	額	予済	算 額	現 名 と	預 と の	収比	入較
	5, 887	7, 741			5, 887	7,741					0					0				$\triangle 1, 7$	765,	259
	734, 765	5, 336		Ę	596, 949	, 930			3	, 814,	724			134	, 000,	682			Δ	∆85, (	080,	070
	346, 387, 412	2, 183		346, 2	249, 596	5, 777			3	, 814,	724			134	, 000,	682			7,	455, 7	734,	777

歳 出

大		<u>Щ</u>													
1 総 核 管 理 費 779,847,000   2 帳 課 徴 収 費 1,307,000   3 29,032,377,000   1 歳 美 諸 東 313,952,232,000   3 保財政安定化基金拠出金			款						項			予	算	現	額
2 陳 廣 拾 付 費       2 陳 康 俄 取 黄       1,307,000         2 保 廣 拾 付 費       2 陳 康 後 取 黄       329,032,377,000         1 療 養 諸 黄       13,810,261,000         2 高 新 康 養 諸 黄       13,810,261,000         3 そ の 他 医 療 給 付 費       1,239,884,000         1 特別高額医療費大同事業提出金       91,720,000         1 特別高額医療費大同事業提出金       124,798,000         5 保 健 事 業 費       697,261,000         1 健 康 保 持 境 進 事 業 費       697,261,000         6 基 金 積 立 金       1,262,029,000         7 公 債 費       1	1	総	務		費									781, 154	t, 000
2 保險 給 付 費       1 療 養 務 費       329,032,377,000         1 療 養 務 費       313,952,232,000         2 高 額 康 養 諸 費       13,810,261,000         3 そ の 他 医 療 給 付 費       1,239,884,000         4 特別高額医療費共同事業拠出金       1 原 財 政 安 定 化 基 企 拠 出 金       91,720,000         5 保 健 事 業 費       697,251,000         6 基 企 積 立 金       1 健 康 保 持 增 進 事 業 費       697,251,000         7 公 儀 費       1 歴 金 積 立 金       1,262,029,000         7 公 儀 費       1 原 財 政 安 定 化 基 金 館 遺 金       1,056,000         1 原 財 政 安 定 化 基 金 館 遺 金       1,056,000         2 公 俊 費       1,056,000         8 諸 支 出 金       1 [ 陳 財 政 安 定 化 基 金 館 遺 金       1,056,000         9 子 倘 費       4,516,000         1 下 備 費       4,516,000						1	総	務	管	理	費			779, 847	, 000
1						2	賦	課	徴	収	費			1, 307	, 000
13,840,261,000   3 そ の 他 医 療 給 付 費	2	保	険 給	付	費								329,	032, 377	, 000
3   そ の 他 医 療 給 付 費						1	療	養		諸	費		313,	952, 232	2, 000
3 県財政安定化基金拠出金       91,720,000         4 特別高額医療費共同事業拠出金       124,798,000         5 保健事業費費       1 特別高額医療費共同事業拠出金       124,798,000         6 基金額立金       1 健康保持增進事業費       697,251,000         7 公债費費       1 基金預立金       1,262,029,000         1 県財政安定化基金償還金       1,000         2 公債費       1,055,000         8 諸支出金費       2 公債費       1,055,000         9 予備費費       2 公債費       4,516,000         1 子 備費費       4,516,000						2	高	額	療	養認	費 費		13,	840, 261	, 000
1						3	そ	の他	医療	· 給	付 費		1,	239, 884	, 000
4 特別高額医療費共同事業拠出金 124,798,000  5 保 健 事 業 費 697,251,000  6 基 金 積 立 金 1,262,029,000  7 公 債 費 1, 以	3	県 財	政安定化是	基金 拠日	出金									91, 720	), 000
1 特別高額医療費共同事業拠出金   124,798,000     5 保 健 事 業 費						1	県	財政安	定化	基金換	11 出金			91, 720	), 000
5 保健事業費       697,251,000         1 健康保持増進事業費       697,251,000         6 基金積立金       1,262,029,000         7 公債費       1 基金積立金       1,056,000         1 県財政安定化基金償還金       1,000         2 公債費       1,055,000         8 諸 支出金       4,516,000         9 予備費       4,516,000         1 子 備費       4,516,000	4	特別高	<b>高額医療費共</b>	同事業拠	出金									124, 798	3, 000
1 健康保持増進事業費 697,251,000     6 基金積立金						1	特	別高額医	療費共	同事業	拠出金			124, 798	3, 000
6 基 金 積 立 金       1,262,029,000         1 基 金 積 立 金       1,262,029,000         7 公 債 費       1 県財政安定化基金償還金       1,056,000         1 県財政安定化基金償還金       1,000         2 公 債 費       1,055,000         8 諸 支 出 金       6,798,961,000         1 償還金及び還付加算金       6,798,961,000         9 予 備 費       4,516,000         1 予 備 費       4,516,000	5	保	健事	業	費									697, 251	, 000
1 基 金 積 立 金 1,262,029,000						1	健	康保	寺 増	進事	業費			697, 251	, 000
7 公 債       費       1,056,000         1 県財政安定化基金償還金       1,000         2 公 債       費       1,055,000         8 諸 支 出 金       6,798,961,000         1 償還金及び還付加算金       6,798,961,000         9 予 備       費       4,516,000         1 予 備       費       4,516,000	6	基	金積	<u>1</u> .	金								1,	262, 029	), 000
1 県財政安定化基金償還金 1,000 2 公 債 費 1,055,000 8 諸 支 出 金 6,798,961,000 1 償還金及び還付加算金 6,798,961,000 4,516,000 1 予 備 費 4,516,000						1	基	金	積	立	金		1,	262, 029	), 000
2 公債費 1,055,000  8 諸 支 出金 6,798,961,000  1 償還金及び還付加算金 6,798,961,000  9 予 備費 4,516,000  1 予 備費 4,516,000	7	公	債		費									1, 056	5, 000
8 諸 支 出 金 6,798,961,000 1 償還金及び還付加算金 6,798,961,000 9 予 備 費 4,516,000 1 予 備 費 4,516,000						1	県	財政安	定化	基金價	遺 還 金			1	, 000
1 償還金及び還付加算金 6,798,961,000 9 予 備 費 4,516,000 1 予 備 費 4,516,000						2	公		債		費			1, 055	5, 000
9 予 備 費 4,516,000 1 予 備 費 4,516,000	8	諸	支	出	金								6,	798, 961	, 000
1 予 備 費 4,516,000						1	償	還 金 及	び還	付加	算 金		6,	798, 961	, 000
	9	予	備		費									4, 516	5, 000
歳 出 合 計 338,793,862,000						1	予		備		費			4, 516	5, 000
			歳		Ш	ı	合		計				338,	793, 862	2, 000

(単位:円)

(単位:円)			
予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	不 用 額	翌年度繰越額	支 出 済 額
34, 401, 505	34, 401, 505	0	746, 752, 495
33, 999, 706	33, 999, 706	0	745, 847, 294
401, 799	401, 799	0	905, 201
8, 297, 852, 860	8, 297, 852, 860	0	320, 734, 524, 140
8, 110, 410, 311	8, 110, 410, 311	0	305, 841, 821, 689
181, 958, 549	181, 958, 549	0	13, 658, 302, 451
5, 484, 000	5, 484, 000	0	1, 234, 400, 000
0	0	0	91, 720, 000
0	0	0	91, 720, 000
7, 828, 800	7, 828, 800	0	116, 969, 200
7, 828, 800	7, 828, 800	0	116, 969, 200
172, 385, 384	172, 385, 384	0	524, 865, 616
172, 385, 384	172, 385, 384	0	524, 865, 616
0	0	0	1, 262, 029, 000
0	0	0	1, 262, 029, 000
1, 056, 000	1, 056, 000	0	0
1, 000	1,000	0	0
1, 055, 000	1, 055, 000	0	0
6, 175, 116	6, 175, 116	0	6, 792, 785, 884
6, 175, 116	6, 175, 116	0	6, 792, 785, 884
4, 516, 000	4, 516, 000	0	0
4, 516, 000	4, 516, 000	0	0
8, 524, 215, 665	8, 524, 215, 665	0	330, 269, 646, 335

歳入歳出差引残額

15, 979, 950, 442円

令和3年8月25日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔

### 報告第2号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年8月25日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

### (専決処分の理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解をすることについて、専決処分した。

### 専 決 処 分 書

水戸地方裁判所令和2年(ワ)第142号損害賠償請求事件に関し、下記のとおり和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和3年4月7日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

### 1 事件名

水戸地方裁判所 令和2年(ワ)第142号損害賠償請求事件

### 2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合 被告 個人

### 3 事件の要旨

茨城県後期高齢者医療被保険者(以下「被害者」という。)が道路を横断中、道路を直進してきた被告が運転する普通乗用自動車が被害者に衝突し、被害者が受傷した。

原告は、代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、被告に対し、 損害賠償金25,351,743円の支払いを求める訴えを提起したものである。

#### 4 和解内容

- (1) 被告は、原告に対し、請求額のうち 20,900,000 円を支払う条件で和解する。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに 何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

### 5 和解理由

水戸地方裁判所より上記の和解案が提示され、被害者の過失があることなどから、その内容が適当と認められるため。

報告第3号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年8月25日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

(専決処分の理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解をすることについて、専決処分した。

### 専 決 処 分 書

水戸地方裁判所令和2年(ワ)第249号損害賠償請求事件において、下記のとおり 和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定によ り準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和3年7月20日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊 田 稔

記

### 1 事件名

水戸地方裁判所 令和2年(ワ)第249号損害賠償請求事件

### 2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合 被告 個人

### 3 事件の要旨

茨城県後期高齢者医療被保険者(以下「被害者」という。)が道路を横断中、被告が運転する普通乗用自動車が被害者に衝突し、被害者が受傷した。

原告は、代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、被告に対し、 損害賠償金12,789,614円の支払いを求める訴えを提起したものである。

#### 4 和解内容

- (1)被告は、原告に対し、請求額のうち 10,550,000 円を支払う条件で和解する。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3)原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに 何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

### 5 和解理由

水戸地方裁判所より上記の和解案が提示され、被害者の過失があることなどから、その内容が適当と認められるため。